西坂小学校いじめ防止基本方針

本校では、生命尊重を基盤に、個性の伸長を図り、たくましく生きるとともに、豊かで思いやりのある心情と実践力のある、人間性豊かな児童の育成をめざしている。そのためには、全児童が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるようにすることが大切である。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって、日常の指導体制を定め、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針を定める。

【めざす児童像】

かしこく（知）	がまんづよく（体）	やさしく（徳）
自ら考え、自ら学ぶ	喜んで働き、進んで体を動かす	生命を大切にし、まわりを思いやる

かしこく・がまんづよく・やさしく・きょうりょくする子ども
できるまで徹底的に練習したり、挑戦したり、行動したりする。

いじめ対策委員会

＜校内対策委員会構成員＞
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭
＜活動内容＞
- いじめの早期発見に関すること（アンケート等）
- いじめ防止に関すること
- 学期１回程度開催し、いじめ事案発生時は緊急開催とする

- 学校サポーターと連携し、児童のいじめ防止等にかかる状況把握に努める。
- 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーターとの連携を行う。

【育英会・地域との連携】
- 家庭訪問や学級懇談会を通していじめ防止について理解を深める。
- 各種通信を通して、いじめ防止、いじめの早期発見等の理解を得る。
- 月に１回のﾈｯﾄﾜｰｸ情報交換会や子どもを守る会を通じいじめに関して情報交換を行う。

【関係機関との連携】
- いじめ発見の際にはすみやかに教育委員会へ事案発生の報告を行うとともに、今後の対応について協議する。
- 児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署等関係機関へ連絡し、適切な援助を求める

【児童会】
- 児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し協力して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育てる。

〇学校行事への主体的な参加
〇委員会活動の充実
〇縦割り活動の充実

（いじめの禁止）	第　４条	児童等は、いじめを行ってはならない。
（保護者の責務等）	第　９条	保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
（いじめの防止）	第 23 条	学校はいじめを止めさせ、その再発を防止させるために児童への支援、指導を行うものである。

※いじめ防止対策推進法からの抜粋

1　いじめ問題への取組

いじめの防止について

【教職員の取組】
〇教師一人一人が、「分かる・できる・かかわり合う」授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を抱かせ、自己肯定感を味わわせ、自尊感情を育むことができるように努める。
〇児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる教育環境づくりに学校全体で取り組む（個に寄り添う学校づくり）。児童一人一人の人権意識を育てる。
〇「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。また、いじめを見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに荷担していることを指導する。
〇道徳教育や学級活動の時間等で、いじめに関する問題を取り上げ、指導する。
また、命の大切さについての指導も行う。
〇年度当初の児童の引き継ぎを複数で確実に行い、一人一人の理解を深める。
〇メディアの利便性・危険性について研修を深める。また、いじめ防止に関する研修会に参加する。

【児童の取組】
〇異学年交流をとおして他者理解を深める。
〇学校行事や総合的な学習の時間等の体験学習を通して、道徳性を身に付ける。
〇地域行事等に積極的に参加し、地域の一員としての自覚を深める。
〇児童会活動として、いじめ根絶運動に取り組む。

【保護者の取組】
〇基本的な生活習慣の確立に努める（早寝･早起き・朝ご飯）。
〇手をかけ、目をかけ、時間をかけ、心をかける子育てに努める。
〇子どもが悩みごとなどを相談しやすい家庭の雰囲気づくりに努める。
〇日頃から学級担任と連絡を取り合い、相談体制を構築する。
〇学級育英会のテーマを実践する。
〇児童が使用する可能性があるパソコンやタブレット、スマートフォンには、フィルタリングを設定する。

いじめの早期発見について

【教職員の取組】

〇「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことによって、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
〇児童が日頃から相談したり、いじめを訴えたりしやすい環境づくりをする。
〇表情や行動等が気になる児童がいる場合には、その都度、担任や管理職、生活指導主任に報告し、組織として見守り、支援を行う。
〇児童理解の会、校内支援委員会等で気になる児童、困り感をもっている児童の状況について共通理解を図る。
〇「相談カード」を毎月実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。また、前述のアンケートに基づいて個人面談を実施する。
〇夏季休業前に個人面談を実施し、保護者との信頼関係を構築し、児童に関する情報を共有する。
〇いじめなどの問題行動について相談できる体制を整備し、相談窓口について、保護者への周知を図る。

【児童の取組】
〇学級活動で、いじめについて話し合い、自発的な活動を展開する。
〇いじめが行われていると感じた時は、周囲の友達や先生、大人などに知らせたり解消に向けて取り組んだりする。
〇毎月、「相談カード」に記入する。

【保護者の取組】
〇学級懇談会、育英会活動に積極的に参加する（一人一役）。
〇夏季休業前の個人面談に参加する。
〇学校に直接相談する（連絡帳、電話など）。

いじめに対する措置について

【教職員の取組】
〇いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、全職員で対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。
〇当該事案について、個別の聞き取り調査を行い、事実を確認する。
〇いじめられている児童の身の安全を最優先とし、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
〇いじめ対策委員会を開催し、当該事案についての共通理解と対応策を検討する。
〇深刻な場合は、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
〇被害・加害双方の児童同士の話合いをする。また、家庭訪問を行い、保護者に事実関係を知らせ、今後の学校の方針を伝える。
〇学級・学校でいじめについての全体指導をする。
〇解決が長引く場合があるので、継続観察・継続指導を行う。
〇いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
〇事態が改善されない場合は、再度対応策を検討し対応する。教育委員会の協力を得ながら継続的に対応する。

【児童の取組】
〇当該いじめについての状況を確認するために、他の児童はアンケート調査や個別面談などに応じる。
〇傍観者の立場にいても、いじめているのと同様であるということを理解する。

【保護者の取組】
〇いじめ問題が起きたときには、学校との連携を密にし、家庭での様子や友達関係についての情報を学校側に伝える。
〇学校からの家庭訪問を受ける。また、被害者・加害者の保護者同士の話合いを実施する。
〇学級懇談会、育英会活動、育英会総会に参加する。
〇学校で話すことができないような状況であれば、「いじめ相談ホットライン」などの公的機関に相談する。

【重大事案】
〇「長崎市いじめ防止基本方針」に則り、学校が重大事態を認知した場合は、直ちに長崎市教育委員会へ発生報告を行う。
〇重大事態の例
「自殺を図った」「身体に重大な障害を負った」「金品等に重大な被害を被った」
「精神疾患を発症した」「不登校になった」「児童・保護者からの申し立てがあった」
〇「いじめ対策委員会」で事実関係を明確にする調査を実施し、事後対応・再発防止に努める。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報・通報

○いじめが疑われるような動きがあった場合
○いじめを発見した場合
○子どもや保護者、地域住民から相談や通報があった場合

↓

いじめの情報発見

○遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
○一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

↓

担任・生活種指導主任への報告 → **校長・教頭への報告**

↓

○速やかに関係児童から事情を聴き取るなど、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会 → **関係機関**

○情報の共有や今後の指導･支援体制を組む。
○犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。
○教育委員会に報告し、状況によっては支援を要請する

↓

被害児童への継続した支援

○被害児童を守り通す。
○いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

↓

保護者への継続した支援と助言

○つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

加害児童への継続した指導

○加害児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
○いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても誰かに知らせる勇気をもつよう指導する

いじめ発見チェックポイント

１　いじめられている子どもが発するサイン

□衣服の汚れや破れがある。
□体に傷やあざがある。
□頭痛や腹痛が続いている。
□保健室への出入りが頻繁である。
□元気がなく集中力が欠けている。
□交友関係が急に変わっている。
□嫌なあだ名で呼ばれている。
□文具や上履きが隠されている。
□机やカバンの中などが荒らされている。
□黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きされている。
□写真などの顔にいたずらされている。
□特定の子どもの席に誰も座ろうとしていない。席の周りが開いている。ごみが散乱している。

２　学校生活でのチェックポイント

□授業に遅れて教室に入ってくることが多い。
□学級全体に覇気がない。
□教師の話や指導が空回りしている。
□ひそひそ話や陰口が多い。
□遅刻や欠席の数が多い。
□学級で問題が生じると、特定の子どもの名前がすぐに上がっている。
□特定の児童が発表すると、笑いや冷やかしがおきている。

３　家庭でのチェックポイント

□ボタンが取れたり、服が破れたり、普通ではない汚れが目立ったりしている。
□持ち物が頻繁になくなったり、買い与えた物を紛失したり、壊されたりしている。
□成績が急に下降している。
□土曜日や日曜日はことさら機嫌がよい。
□朝の起床や登校が遅かったり、体の不調を訴えて遅刻・早退したりする。
□友達や学校の話をしたがらない。
□部屋に閉じこもりがちになったり家族と視線を合わせるのを避けようとしたりする。

４　いじめている子どもが家庭で出すサイン

□買ってやってない品物を持っている。
□お金の使い方が急に荒くなっている。
□学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪くなる。
□友達への電話なのに、命令的な口調で話す。
□友達を呼び捨てにしたり、軽蔑したりした口調で話す。

いじめ防止に向けた年間計画

月	学校行事・児童の活動	教職員	保護者・地域
4月	入学式 歓迎集会・遠足 授業参観	児童情報の引継ぎ 児童理解の会 いじめ対策委員会 ※いじめ基本方針の確認	懇談会、理事会 いじめ基本方針の確認 子どもを守るネットワーク
5月	育英会総会 運動会		授業参観・育英会総会 運動会応援
6月	教育週間	当初面談（情報交換） 学校公開	教育週間、理事会 授業参観・懇談会 100人パトロール
7月	平和学習 保護者面談	学校評議員会 人権研修会への参加	
8月	平和集会	校区内巡視	理事会
9月	学校保健委員会		懇談会
10月	小体会	中間面談（情報交換）	授業参観・懇談会
11月	小音会 西坂フェスティバル		
12月	人権週間・集会		懇談会・理事会
1月	学校評価アンケート	学校評価アンケート分析	
2月		最終面談（情報交換） いじめ対策委員会 ※基本方針の見直し	理事会 懇談会
3月	卒業式・修了式	児童引継ぎ情報の整理	

相談カード（毎月実施）

情報交換会（毎月実施）／職員連絡会（毎週実施）／校内委員会

子どもを守る会／子どもを守るネットワーク／各種地域団体

様々な相談機関

相談機関	電話番号	相談可能な時間
長崎市こども相談センター	095-829-1122	8:45～17:30（月～金）
長崎市教育研究所教育相談室	0120-556-275	9:00～16:00（月～金）
長崎市こども・子育てイーカオ相談	095-822-3725	8:45～17:30（月～金）
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-6166	9:00～17:45（月～金）
子ども・家庭１１０番	095-844-1117	9:00～20:00（毎日）
長崎子ども・若者総合相談センター	095-824-6325	10:00～22:00（月～水、金） 10:00～18:00（土）
長崎県警察本部ヤングテレホン	0120-786714	9:00～17:45（月～金）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00（毎日） 第1第3土曜日は24時間
こころの電話	095-847-7867	9:00~12:00、13:00~15:15（毎日）
こどもの人権１１０番	0120-007-110	8:30～17:30（月～金）
24 時間子供 SOS ダイヤル	0120-0-78310	24時間（毎日）